

**肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び
肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】
プロポーザル実施要領**

令和7年10月

肝付町

肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び
肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】
プロポーザル実施要領

1 業務概要

本町では肝付町役場福祉課内に地域包括支援センターを設置し、包括的支援事業（介護予防マネジメント事業，総合相談・支援事業，権利擁護，包括的・継続的マネジメント事業）及び介護予防・日常生活支援総合事業，予防給付ケアマネジメント事業を実施している。本業務は，これら地域包括支援センターの事業において地域包括支援センターが収集した情報と町の情報を一体的に管理し，地域における高齢者等に対する効果的な支援，各事業の適性実施を図るための情報管理及び評価を行うシステムを構築することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 本町及び地域包括支援センターが実施する地域支援事業（包括的支援事業含む）に関連する情報等の統括・管理，及び介護予防・日常生活支援総合事業，予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システム（地域包括支援センター管理システム）構築業務。
- (2) 地域包括支援センター管理システム構築に係るデータ移行業務。

3 履行期間

履行期間は，以下のとおり予定している。

令和8年1月1日から令和12年12月31日までを予定。

4 仕様書

本業務の仕様書は，別添の「肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】仕様書」のとおりである。

5 参加条件等及び選定基準

- (1) 参加条件は，下記を全て満たすものとする。

- ①既に他市町村で同様のシステム納入実績があり，別添「肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】仕様書」に基づくシステムを構築できる能力がある事業者。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④提案書の提出期限日において，肝付町から指名停止を受けていないこと。
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該事業の入札前6ヵ月以内に手形，小切手を不渡りした者でないこと。
- ⑥肝付町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成27年6月30日条例第100号）に基づく指名除外期間中にある者，また，警察当局から，暴力団員が実質的に経営を支配する業者の排除要請があり，当該状態が継続している者でないこと。

- (2) 参加に関する費用負担

参加に関して必要な費用は，参加者負担とする。

- (3) 複数提案の禁止

提案は，一参加者につき一のみとする。

- (4) その他

提案書の提出期限以降の提出書類の差替え及び再提出は認めない。

(5) プロポーザル選定基準及び配点

提案内容	選定基準	配点
1 データ連携の実現性	データ連携に関する提案	5
2 データ管理機能の実現性	共通機能に関する提案	5
	登録管理・照会機能に関する提案	5
	事業対象者選定関連に対する提案	5
	介護予防計画情報機能に関する提案	5
	業務管理に関する提案	5
	総合相談に関する提案	5
	ケアマネジメント支援に関する提案	5
	統計資料に関する提案	5
	報告の授受に関する提案	5
	その他に関する提案	5
3 使用帳票	見やすさ、豊富さ	10
4 セキュリティの実現	セキュリティ対策に関する提案	5
5 プレゼンテーション	熱意や積極性を感じられ、内容に説得力があるか。	15
6 ネットワーク構築	業務を円滑に実施していくうえで十分な構成となっているか。	5
7 機器構成及び動作環境	仕様書に示した内容を満たしているか。	5
8 参考見積	提案に見合った価格となっているか。	5

6 提案書の作成及び留意事項

- (1) 提案書は横書き，A 4 サイズで，紙に印刷したものとする。
- (2) 企画提案書は，別添「肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び肝付町地域包括支援センター使用料【長期継続契約】仕様書」の項目に即して作成すること。なお「7 機能要件」について，別紙1 機能要件一覧により各項目の可否等を一覧にして示し，添付すること。
- (3) 提出書類に用いる言語，通貨，単位については，それぞれ日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4 年法律第5 1 号）に定める単位に限る。
- (4) 業務量の目安
本業務の参考業務規模は，232万円以内を想定している。（消費税相当額を含まないサーバー等ハードウェア購入費用及び5 年間分の使用料含む。）

7 提案書等の提出方法，提出先及び提出期限

- (1) 提案書の提出意志表明書
 - ①本プロポーザルに参加を希望する者は，提出意志表明書（様式第1 号）に必須事項を記入の上，電子メールで送付すること。（着信を確認すること。）提出意志表明書を送付する場合の件名（題名）は，「プロポーザル提出意志表明書」とすること。期限を過ぎた後は受け付けない。なお，提出意志表明書を受領した場合は，担当から受け取り確認の通知を提出意志表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送付する。
 - ②提出先 ：肝付町役場 福祉課 地域包括支援センター
担当 ：南
E-mail ：houkatsu@town.kimotsuki.lg.jp
 - ③提出期限：令和7 年1 0 月3 1 日（金）午後5 時までとする。

(2) 提案書

① 提出方法

書面にて、持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限以降の提出は認めない。）

② 提出先：肝付町役場 福祉課 地域包括支援センター

所在地：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富98

電話番号：0994-65-8419

担当：南

③ 提出期限：令和7年11月7日（金）午後5時までとする。

④ 提出物及び提出部数について

a 提案書（様式第2号）：正本1部

b 付属書類：正本各1部

類似・関連システムの導入実績書（様式第3号）

c 提案資料

i）企画提案書：正本（代表者印押印のもの）1部、副本（カラーコピー）12部

ii）地域包括支援センター管理システム導入費用見積書：正本1部（様式第4号）

※c i）については、別紙 機能要件仕様書及びシステムから出力できる帳票様式を可能な限り添付すること。またc ii）については、構築業務に係るすべての費用を記載し、その見積りに係る積算内訳書及び次年度以降に発生するランニングコストを記載した年度別の経費表（5年分）を別途添付すること。（様式任意）

8 実施要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 実施要領の内容について質問がある場合は、書面（様式は自由、A4判）により行うものとし、電子メールで受け付ける。

① 提出期限：令和7年10月22日（水）午後5時まで

② 提出先：肝付町役場 福祉課 地域包括支援センター

担当：南

E-mail：hokatsu@town.kimotsuki.lg.jp

(2) 回答は原則として令和7年10月27日（月）午後5時までに全事業者へ同内容のものを電子メールで送信する。

9 提案書に関するプレゼンテーション

日時場所：プレゼンテーションの時間・場所・内容については、別途連絡する。プレゼンテーションに必要な機器は提案者で用意すること。ただし、スクリーンおよびプロジェクタについては、本町で準備する。

10 プロポーザルの審査及び実施事業者候補者の選定

プロポーザルの審査は、次の各号による。

(1) プロポーザルの審査は、審査委員会を設置し、別途定める評価項目について審査し最高得点者を本業務に適した実施事業者候補者として選定する。

(2) 審査結果については、プロポーザル提出者全員に通知する。

11 その他

(1) 提出された提案書は返却しない。

(2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出されたプロポーザルに関する資料は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

12 スケジュール

プロポーザルの通知	令和7年10月15日(水)
提案書作成に関する質問書提出期限	10月22日(水)
提案書作成に関する質問書回答	10月27日(月)
提案書提出意思表示書の提出期限	10月31日(金)
提案書の提出期限	11月7日(金)
プレゼンテーションの実施	令和7年11月18日(火)
審査会における内容審査・採点	11月19日(水)
審査結果通知	11月26日(水)
契約締結	12月上旬